

米中貿易戦争の中国知財への影響

遠藤 誠¹

I はじめに

2018 年以降、米中間の貿易摩擦及び報復の応酬は、激しさを増してきた。米国の強硬な対中政策は、2020 年の大統領選挙の結果がどうなるかに関わらず、大きな変更無く継続し、米中貿易戦争は長期化するとみられている。

したがって、日本企業・日系企業（日系中国子会社。以下同じ）としては、長期化する米中貿易戦争にいかに対処するか、とくに米中貿易戦争が中国知財にどのような影響を及ぼし、いかなる点に留意すべきかを十分に検討しておく必要がある。

そこで、本稿では、「米中貿易戦争の中国知財への影響」について検討する。

II 米中貿易戦争の背景・推移等

1 米中貿易戦争の背景

米中貿易戦争の背景には、①米国の貿易赤字の相手国別比率の約半分は中国であること、②米国が中国の技術競争力強化のための政府支援や技術流出を警戒していること、③先端技術分野（例えば、次世代通信技術である 5G）をめぐる米中の技術的霸権争い、④米中の軍事的霸権争い等が存在する。このように、「米中貿易戦争」と「中国知財」は、密接不可分の関係にあるといえる。

2018 年 4 月 27 日、米国政府は、知的財産権保護に関する「2018 年版スペシャル 301 条報告書」²を公表した。この報告書の中で、中国は 14 年連続で「優先監視国」に指定され、中国が「強制的な技術移転措置」、「効果的な知的財産保護に対する妨害」、「企業秘密の窃盗」、「インターネット上の著作権侵害」、「模造品の製造」等を行っていることが問題点として挙げられた³。米国 USTR は、「中国は、米国企業を含む外国企業に対して、知的財産の中国国内への移転を前提条件とする等不公平な要求を続けている。」とし、「知的財産保護のための抜本的な改善を行っていない。」と指摘した。これに対し、中国商務部は、「米国の主張は、一方的な非難であり、客観性及び公平性に欠け、諸外国の批判を浴びている。中国

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² <https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Reports/2018%20Special%20301.pdf>

³ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/05/88f50b53000af65b.html>

の知財保護のレベルは、国際的に通用するルールに合致している。」と反論した。

また、2018年10月4日、米国のペンス副大統領による対中政策演説が行われた。この中で、ペンス副大統領は、中国を激しく批判した。この演説には、中国についての性善説から性悪説への転換が見てとれる。

米国が「技術的覇権争い」の点からとくに警戒しているのは、「中国製造2025」である。中国政府が2015年5月19日に公表した「中国製造2025」とは、中国が「製造大国」から「製造強国」にレベルアップするために打ち出された製造業10年計画のことである。中国政府は、中国経済が急速な成長期から緩やかな成長期に移行していること（いわゆる「新常态」）を強く認識しており、「成長のスピード」よりも「成長の質」に重点を置き、産業技術のレベルアップに力を置くようになっていることが背景にある。

「中国製造2025」は、①研究開発費が営業収入に占める割合、②営業収入に比例する発明件数、③製造業競争力指数、④重要工程のデジタル制御率、⑤産業エネルギー消費量の減少、⑥二酸化炭素排出量の減少、⑦工業用水消耗量の減少、⑧産業廃棄物の再利用率について、2020年まで及び2025年までの2段階において実現すべき目標数値を挙げている。

図表1 「中国製造2025」における10の重点産業及び主な製品

	重点産業	主な製品
①	次世代情報技術	汎用半導体チップの国産化推進、3Dマイクロ組合せ技術の推進
②	高性能デジタル制御工作機械及びロボット	デジタル制御工作機械の精度と効率の向上
③	航空宇宙設備	ヘリコプター、無人機と汎用飛行機の産業化、宇宙開発、月面探索プロジェクト
④	海洋エンジニアリング及び高技術船舶	海上作業、深海ステーションの推進による海洋資源利用の促進、高級客船の設計製造、液化天然ガス船の競争力向上
⑤	高級鉄道交通設備	安全保障システム、環境保全とデジタル化技術、軽量化、汎用化製品の研究開発
⑥	省エネ及び新エネ自動車	電気自動車、燃料電池自動車による省エネ、情報化、重要部品と完成車製造のシステム
⑦	電力設備	火力発電の低排出、大容量水力発電、原子力発電の技術向上、新エネルギーと再生可能エネルギー装備の推進
⑧	農業設備	穀物、綿花、食用油、糖等の食糧及び戦略的な経済作物に使用する先進的な農業設備、大型農業機械設備及び重要部品の製造
⑨	新材料	特殊金属、高分子材料の基礎研究と製造システムの建設

(10)	バイオ、高性能医療機器	重大疾病治療用の化学製剤、漢方製剤、バイオ技術の新薬の研究開発
------	-------------	---------------------------------

2 米中貿易戦争の推移

2018年以降、米中貿易戦争において、米国は、中国製品に対する関税の引き上げ等（第1弾～第4弾）や、ファーウェイ（華為）を含む中国企業との取引の禁止・制限等の強硬策を採ってきた。これに対し、中国も、米国製品に対する関税の引き上げ等の対抗措置を採り、報復の応酬となった。米中貿易戦争の推移の主な動きをまとめると、図表2のとおりである。

図表2 米中貿易戦争の推移（主な動き）

年月日	米国の動き	中国の動き
2018年4月27日	米国政府は、知的財産権保護に関する「2018年版スペシャル301条報告書」を公表。この報告書の中で、中国は14年連続で「優先監視国」に指定され、中国が「強制的な技術移転措置」、「効果的な知的財産保護に対する妨害」、「企業秘密の窃盗」、「インターネット上での著作権侵害」、「模造品の製造」等を行っていることが問題点として挙げられている	
2018年7月6日	米国は340億ドル相当の中国製品（自動車及び部品、航空機、情報通信機器等）に対する25%の追加関税を実施【第1弾】	中国は340億ドル相当の米国製品（大豆、牛肉、豚肉、自動車等）に対する25%の追加関税を実施
2018年8月23日	米国は160億ドル相当の中国製品（プラスチック、半導体、鉄道車両及び部品等）に対する25%の追加関税を実施【第2弾】	中国は160億ドル相当の米国製品（古紙、銅くず、乗用車等）に対し、25%の追加関税を実施
2018年9月24日	米国は2000億ドル相当の中国製品（家具、家電、機械等）に対する10%の追加関税を実施【第3弾】	中国は600億ドル相当の米国製品（液化天然ガス、レーザー機器、超音波診断装置等）に対し、5%～10%の追加関税を実施
2018年12月1日	カナダのバンクーバーで、ファーウェイの副会長・CFOであり創	

	業者・C E Oの娘である孟晚舟女史が、イランに対する経済制裁を回避する金融取引に関与したとの被疑事実により逮捕（その後、保釈）された。カナダの司法当局は、当該逮捕は米国の要請に基づくものであると発表	
2019年5月10日	米国は、中国からの輸入品 2000 億ドル分に対する追加関税を 10% から 25% に引き上げて実施	
2019年5月13日	米国政府は、2019 年 6 月末以降より、3000 億ドル相当の中国製品（ほぼ全ての製品）に対する最大 25% の追加関税を課すとの計画【第4弾】を発表	
2019年5月15日	米国トランプ大統領は、国家安全保障上の懸念がある外国企業に米国企業が製品を輸出することを実質的に禁止する大統領令に署名。米国商務省は、国家安全保障上の懸念がある外国企業のリスト (Entity List) にファーウェイ等を追加	
2019年5月31日		中国商務部は、「信頼できない実体」（中国語では「不可靠実体」）リスト制度を構築することを発表。「信頼できない実体」には、非営利目的に基づいて中国企業への供給の停止その他の措置をとり、中国企業又は関連産業に多大な損害を与える、中国の国家安全保障に脅威又は潜在的な脅威をもたらす外国の法人、組織又は個人が含まれる
2019年6月1日		中国は、既に関税が引き上げられている 600 億ドル相当の米国製品

		に対し、5%～25%の追加関税を実施
2019年8月1日	米国トランプ大統領は、【第4弾】を9月1日に発動すると発表	
2019年8月3日		中国政府は、600億ドル相当の5207種の米国製品に対し、関税引き上げを発表
2019年8月8日		中国政府は、8月23日より、333種の米国製品に対し、25%の追加関税を課することを発表
2019年8月23日	米国政府は、【第1弾】から【第4弾】の関税に5%を上乗せすると発表	中国政府は、9月1日に10%の追加関税を発動すること、12月15日に総額750億ドル相当の米国製品（ほぼ全ての製品）に報復関税を課することを発表
2019年9月1日	米国政府は、【第4弾】につき、10月1日と12月15日の2回に分けて報復関税を課することを発表	中国政府は、2回に分けて総額750億ドル相当の米国製品（ほぼ全ての製品）に5～10%の報復関税を課することを発表
2019年9月12日	トランプ大統領は、10月1日に予定されていた30%への関税引上げを10月15日に延期することを表明	
2019年10月11日	トランプ大統領は、米中が部分合意に達したことから、10月15日の関税引上げの見送りを発表	
2019年12月13日	米国政府は、12月15日に予定されていた追加関税徴収を見送り（知的財産及び技術移転強制につき第1段階の合意に達したため）	中国政府は、予定されていた追加関税徴収の見送りを発表
2020年1月15日	米国と中国は「米中経済貿易協定」を締結	
2020年2月14日	「米中経済貿易協定」発効に合わせ、1200億ドル相当の中国製品に対する25%の追加関税を12.5%に引き下げる	「米中経済貿易協定」発効に合わせ、750億ドル相当の米国製品に対する5%、10%の報復関税を2.5%、5%に引き下げる

3 米中貿易戦争における中国の妥協的対応

(1) 総説

中国政府は、米中貿易戦争における米国政府の強硬策に対して、米国の不当な主張によるものだと一貫して批判してきた。中国政府は、強硬な態度を見せながらも、重要な貿易相手国である米国に配慮し、妥協の可能性を模索すべく、交渉を続けた。しかし、米国政府の突き付けた条件をそのまま飲むと、中国は経済構造及び政治構造の抜本的な改革が必要となり、中国共産党政権による支配が揺らぎかねない。これは中国にとって死活問題であり、安易な譲歩はできないという事情があった。とくに、米国政府から強く批判されてきた中国の知財問題に関しては、以下に述べるとおり、ある程度の歩み寄りをすることにより、米国の批判をかわそうとしてきた。

(2) 「技術輸出入管理条例」等の改正

まず、2019年3月2日に「技術輸出入管理条例」及び「中外合弁経営企業法実施条例」が、以下のとおり改正された。

図表3 「技術輸出入管理条例」の2019年改正により削除された条項

24条3項	技術輸入契約の受入側が供与側の供与した技術を契約の定めに従って使用し、第三者の合法的権益を侵害した場合、供与側が責任を負う。
27条	技術輸入契約の有効期間内において、技術改良の成果は改良側に属する。
29条	技術輸入契約には、下記の制限条項を定めてはならない。 (1) 不可欠ではない技術、原材料、製品、設備又は役務の購入を含む、技術輸入に不可欠ではない付帯条件の受入を受入側に要求するもの (2) 特許権の有効期間が満了し、又は特許権の無効が宣告された技術について、使用費の支払又は関連する義務の負担を受入側に要求するもの (3) 受入側が供与側の供与した技術を改良することを制限し、又は受入側がその改良した技術を使用することを制限するもの (4) 供与側の供与した技術と類似の技術若しくはこれと競合する技術を、受入側が他の供給源から入手することを制限するもの (5) 受入側が原材料、部品、製品又は設備を購入するルート又は供給源を不合理に制限するもの (6) 受入側の製品の生産数量、品種又は販売価格を不合理に制限するもの (7) 受入側が輸入した技術を利用して生産した製品の輸出ルートを不合理に制限するもの

図表4 「中外合弁経営企業法実施条例」の2019年改正により削除された条項

43条2項	技術移転協議書は、次の各号の規定に合致しなければならない。
-------	-------------------------------

	(中略) 3号 技術移転協議書の期間は、通常、10年を超えないものとする。 4号 技術移転協議書の期間が満了した後、技術輸入側は、当該技術を継続使用する権利を有する。 (以下省略)
--	---

「技術輸出入管理条例」及び「中外合弁経営企業法実施条例」の改正は、(以前に比べれば多少ましになったとはいえるものの、) 日本企業・日系企業が手放して喜べる内容とまでいえないと思われる。理由は以下のとおりである。

①「技術輸出入管理条例」によるライセンサーの保証責任に関する条項のうち、削除されたのは、24条3項だけで、その他の条項(24条1項・2項、25条)は、そのまま存置されている。しかも、24条3項とほぼ同じ内容は、契約法353条に規定されている。

②「技術輸出入管理条例」27条は削除されたが、だからといって、ライセンシーによる技術改良の成果をライセンサーに帰属させる又は譲渡させることができるようにはなったわけではない。なぜなら、そのようなライセンサーへの帰属又は譲渡を制限する内容を含む契約法329条及び最高人民法院の「技術契約紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」(2005年1月1日施行。以下「技術契約司法解釈」という)10条は、そのまま存置されているからである。

③「技術輸出入管理条例」29条が全て削除されたことは評価できる。しかし、同条各号と同様の内容を含む契約法329条及び技術契約司法解釈10条は、そのまま存置されている。

④「中外合弁経営企業法実施条例」43条2項3号、4号については、従来から、実務上は適用されておらず、死文化していた。当該改正により、実務運用に合わせ、形式上削除されただけであり、従来の実務が変更されるわけではない。

以上のように見てくると、「技術輸出入管理条例」及び「中外合弁経営企業法実施条例」の改正による日本企業・日系企業への影響は、それほど大きくはないと思われる。日本側としては、今後、例えば、「対外貿易法」30条や、「技術輸出入管理条例」によるライセンサーの保証責任に関する条項(24条1項・2項、25条)の削除又は改正を中国政府に求めたいところである。

(3) 「外商投資法」等の公布

2019年3月15日、「外商投資法」が採択・公布された(2020年1月1日施行)。外商投資法は、外国投資者及び外商投資企業の知的財産権の保護について、いくつかの規定を置いている。即ち、①外国投資者の中国国内における知的財産権ライセンスの使用費は、法により人民元又は外貨建てで送金・受取を自由に行うことができる(21条)、②外国投資者及び外商投資企業の知的財産権は保護され、外商投資における技術合作の条件は各投資者の協議により確定されること(22条)、③行政機関及びその職員は、行政手段を利用して外

商投資企業に対して技術譲渡を強制してはならないこと（22条2項3文）、④職務遂行中に知った外商投資企業の営業秘密を第三者に漏洩してはならないこと（23条）という規定である。しかし、上記①から④の内容は、いずれも極めて一般的かつ抽象的な規定であり、中国知財の法制度や実務に大きな変更を迫るものではない。なお、「外商投資法実施条例」、「ビジネス環境改善条例」も公布・施行されたが、これらの中に含まれる知財関連規定も、極めて一般的かつ抽象的なものであり、重要なものではない。

（4）「商標法」及び「不正競争防止法」の改正

2019年4月23日、「商標法」及び「不正競争防止法」が改正された。

商標法の2019年改正は、①悪意のある商標登録出願行為に対する規制、及び②商標専用権侵害行為者の責任の厳格化を主な内容とするものである。

また、不正競争防止法の2019年改正は、営業秘密の保護強化のため、①営業秘密侵害行為の範囲の拡張、②営業秘密侵害行為者の範囲の拡大、③懲罰的賠償の導入、④行政処罰の対象者の拡大及び厳罰化、⑤証明責任の帰属の明確化を主な内容とするものである。

中国の知財問題が米国から強く批判されてきたことは、これらの法律が2019年に改正されたことの大きな要因の一つであった。

今後も、中国では、「特許法」及び「著作権法」の改正等が予定されているが、中国がどのように知的財産法制度を改革したところで、米国政府が納得するとは思えず、米中貿易戦争は簡単には収束しそうにない。今後も、米中間の貿易摩擦及び報復の応酬は継続していくものと予想される。

4 「米中経済貿易協定」の中国知財への影響

2020年1月15日、米国のトランプ大統領と中国の劉鶴副首相は、米中貿易戦争に関する第1段階の合意として、「米中経済貿易協定」⁴に署名した⁵。米中経済貿易協定においては、①知的財産権、②技術譲渡、③食品及び農産品に関する貿易、④金融サービス、⑤マクロ経済政策・為替問題及び透明度、⑥貿易の拡大、⑦相互アセスメント・紛争解決等についての合意内容が規定されている。

米中経済貿易協定の第1章（知的財産権）と第2章（技術譲渡）においては、中国の義務が多く規定されている。しかしそれらの内容の多くは、抽象的であるか、あるいは、中国が現行法により既に対応済みのものであり、今後の中国の法改正に繋がる内容は少ない。その

⁴ 全文（中国語版）

<http://www.gov.cn/guowuyuan/2020-01/16/5469650/files/0637e57d99ea4f968454206af8782dd7.pdf>

全文（英語版）

<http://www.gov.cn/guowuyuan/2020-01/16/5469650/files/66763b70059747008afc8fcf8a90e41e.pdf>

⁵ http://www.gov.cn/guowuyuan/2020-01/16/content_5469583.htm

数少ない例を一つ挙げると、「医薬品特許の存続期間延長」がある。中国の現行特許法には、医薬品特許の存続期間延長の規定は存在しないが、米中経済貿易協定の第四節 1.12 条 2 項 2 号に規定が設けられている。同号では、医薬品の行政審査にかかる時間を調整・補充する旨が示されているが、その調整・補充する期間は 5 年以内とし、且つ、市場投入後の特許の有効期間は 14 年以内とする権利を、中国政府に認めている。

今回の米中経済貿易協定により、中国は、2021 年 12 月までに、米国から 2000 億ドル相当の製品とサービスを購入することになる。また、米国は、合意文書署名の 30 日後、2019 年 9 月 1 日に発動した第 4 弾の追加関税の関税率を引き下げる 것을約束した。

以上のことより、米中経済貿易協定には、知的財産権及び技術移転等についての合意内容が含まれているが、そのほとんどの内容は、抽象的なものであるか、あるいは、既に中国が対応済みのものである。したがって、米中経済貿易協定による第 1 段階の合意がなされたからといって、今後、中国の知的財産権法政策等に大きな変化が生じるとは思われない。

今後、「第 2 段階の合意」に向けた米中間の交渉が行われるか否かは、米国の大統領選挙の動向及び新型コロナウイルス感染拡大の状況等ともからんで、不透明である。

III 米国の安全保障貿易管理に係る法規制

米中経済戦争に関連する米国の对中国経済規制には、追加関税、輸出入規制、ビザ発給の厳格化等、さまざまなものがある。米国の安全保障貿易管理に係る主な法規制は、図表 5 のとおりである。

図表 5 米国の安全保障貿易管理に係る主な法規制

法的根拠	規制の内容
2019 年 国 防 権 限 法 (NDAA2019) 及びそれに含まれる「外国投資リスク審査現代化法」(FIRRMA) 及び「輸出管理改革法」(ECRA)	(1) SEC.889 : 米国政府機関が、①中国企業 5 社 (HUAWEI、ZTE、HYTERA、HIKVISION、DAHUA) の製品、及び 5 社が製造した部品を組み込んだ他社製品の購入の禁止 (2019 年 8 月 13 日施行) 、②5 社の製品を社内で利用している全ての企業との取引の禁止 (2020 年 8 月 13 日施行) 。<中国から米国への輸出を禁止> (2) 「外国投資リスク審査現代化法」(FIRRMA) : 「米国の安全保障に対する脅威となる取引」(外国企業による米国の企業・土地の買収等)につき、米国外国投資委員会(CFIUS)の審査対象とする。<中国から米国への投資を禁止> (3) 「輸出管理改革法」(ECRA) : 「新興・基盤的技術」(Emerging and Foundational Technology) (貨物・

	ソフトウェアを含む) の武器禁輸国 (中国等) への輸出・再輸出は、商務省の許可を得ない限り、禁止。 <米国から中国への輸出を禁止>
米国輸出管理規則 (EAR) に基づくエンティティ・リスト (Entity List)	「国家安全保障上の懸念がある外国企業のリスト」(Entity List) に掲載された企業に対し、米国企業が貨物・技術・ソフトウェアを輸出・再輸出することを禁止。リストには、ファーウェイ及びその関連会社等 114 社が掲載されている。 <米国から中国への輸出を禁止>

広く報道されているとおり、米国は、国家安全保障上の問題があるとの理由により、中国の大手企業であるファーウェイ、ZTE (中興通訊) 等 5 社のサーバー、パソコン、スマートフォン等の製品及び 5 社の部品を組み込んだ製品の米国政府機関における調達を禁止するとともに、5 社の製品を社内で使用している世界中のいかなる企業も、米国政府機関との取引から排除した。

また、米国政府は、ファーウェイを「国家安全保障上の懸念がある外国企業のリスト」(Entity List) に追加し、米国企業がファーウェイ製品を輸出することを実質的に禁止した。これにより、米国の製品・技術をファーウェイに提供するためには、米国当局の許可を得ることが必要となった⁶。この措置により、世界各国のファーウェイのスマートフォンの販売事業者の多くが、ファーウェイとの取引を中止すると発表しており、ファーウェイのスマートフォンの出荷量は 4~24% 減少すると予測されている。また、米国、ドイツ、イギリス、日本等の半導体製造会社等が、ファーウェイに対する部品提供を中止している⁷。

IV 中国の安全保障貿易管理に係る法規制

米中経済戦争に関連する中国の対米国経済規制には、追加関税、輸出入規制等、さまざまなものがある。中国の安全保障貿易管理に係る主な法規制は、図表 6 のとおりである。

図表 6 中国の安全保障貿易管理に係る主な法規制

法的根拠	主な規制内容
対外貿易法、貨物輸出入管理条例	リストに列挙された貨物の輸出・輸入を禁止又は制限。

⁶<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2019/05/department-commerce-announces-addition-huawei-technologies-co-ltd>
<https://www.federalregister.gov/documents/2019/05/21/2019-10616/addition-of-entities-to-the-entity-list>

⁷ <http://m.elecfans.com/article/942379.html>

対外貿易法、技術輸出入管理条例	リストに列挙された技術の輸出・輸入を禁止又は制限。
国家安全法	国家安全の範疇には、国民経済に関連する重要な業界及び重要な分野、重要な産業、重大なインフラ及び重大な建設プロジェクト及びその他の重大な経済利益の安全、金融分野、資源エネルギー分野、食糧安全分野、文化分野、自主イノベーション及びハイテク分野、情報ネットワーク分野が含まれる。ネットワーク管理を強化し、サイバーテロ、ネットワーク不正アクセス、ネットワークパスワード盗難、違法有害情報の拡散等のサイバー違法犯罪行為を防止・制止し、処罰を強化する。国家安全審査及び監督管理の制度及び機能を構築し、国家安全に影響し又は影響を与える外商投資、特定物及び重要技術、ネットワーク情報技術製品及びサービス、国家安全事項に係る建設プロジェクト及びその他重大事項及び活動に対し、国家安全審査を行う。
ネットワーク安全法	ネットワーク製品・サービスは、関連する国家標準の強制的 requirement に合致しなければならない。ネットワークの重要設備及びネットワーク安全専用製品は、国家標準に関する強制的 requirement に基づき、資格を有する機関による安全認証合格、又は安全検査の要求に合致した後にはじめて販売又は提供することができる。重要な情報インフラの運営者のネットワーク製品及びサービスの購入が国家安全に影響を及ぼす可能性がある場合、国家ネットワーク情報部門が国務院の関連部門とともに組織する国家安全審査を受けなければならない。重要な情報インフラの運営者は、国内の運営において収集・発生した個人情報及び重要なデータについて、国内において保存しなければならない。業務上の必要により国外に提供しようとする場合、国家ネットワーク情報部門と国務院の関連部門が制定した弁法に基づき、安全に関する評価を行わなければならない。
国家情報法	国家安全部門、公安部門及び軍の情報部門は国家の情報機関であり、それぞれの職務を分担し、互いに協力して情報活動を行う。全ての組織及び国民は、法により国家情報活動に協力し、知り得た国家情報の秘密を守る義務を負う。国家情報部門は、必要に応じて、法により必要な手段・ルートで国内外において情報活動を行う。国内外の組織・個人が実施し又は実施させて中国の安全・利益を害する行為を防止・処罰すべく、国家情報部門は、これらの行為の情報を国内外において収集・処理する。

暗号法	国家安全保障、社会的公益を含む商用暗号化製品は、インターネット重要設備及びネットワーク安全専用製品カタログに掲載され、資格のある機関のテストを受け、合格と認証された場合のみ、販売又は提供される。重要な情報インフラを保護するにあたって商用暗号の使用を法律、行政法規、及び関連する国家規定が要求した場合、運営者は商用暗号を使用して保護を実施し、且つ自ら又は商用暗号テスト機構に委託して、商用暗号の応用安全性の評価を行わなければならない。国家安全保障に影響する可能性のある商用暗号を含むインターネット製品及びサービスを購入した重要な情報インフラの運営者は、「ネットワーク安全法」の規定に従って、国家ネットワーク情報部門、国家暗号管理部門及びその他の関連部門と連携して国家安全審査を行わなければならない。國務院商務主管部門及び国家暗号管理部門は、法に従って、国家安全保障又は社会的公益に関わる暗号化保護機能のある商業暗号の輸入許可を要求する。国家安全保障、社会的公益又は中国の国際的義務を負う商用暗号については、輸出制限を実施しなければならない。商用暗号輸入許可リスト及び輸出制限リストは、國務院商務主管部門、国家暗号管理部門及び税関総局の協力によって策定及び公布される。大衆消費者向け製品が使用する商用暗号については、輸入許可及び輸出制限制度は適用されない。輸出入制限の規定に違反した商用暗号の輸出入を行った場合、國務院商務主管部門又は税関が法に従って処罰を行う。
-----	---

図表 6 に示した法規制以外にも、中国政府は、米中貿易戦争をめぐる米国政府の強硬策に対抗するため、以下の方策を検討している。

①中国国家発展改革委員会は、中国レアアース産業の発展に関する問題についての回答を公表した。国家発展改革委員会の関係者は、中国政府が米国への対抗策として「レアアース輸出制限」を発動する可能性を示唆している。このように、中国政府は、中国の優位性ある戦略的資源であるレアアースを、米国に対抗するための重要な交渉材料にしようとしている。

②「信頼できない実体」リスト制度の新設

中国商務部は、2019年5月31日、「信頼できない実体」リスト制度を構築することを発表した。「信頼できない実体」には、非営利目的に基づいて中国企業への供給の停止その他の措置をとり、中国企業又は関連産業に多大な損害を与える、中国の国家安全保障に脅威

又は潜在的な脅威をもたらす外国の法人、組織又は個人が含まれる。「信頼できない実体」に該当する外国の法人、組織又は個人のリストは、いずれ公表される予定である。

「信頼できない実体」であると認定された企業は、中国でビジネス活動ができなくなる可能性が高い（但し、現時点では、「信頼できない実体」であると認定された企業への罰則等は明らかにされていない）。中国が「信頼できない実体」リスト制度を新設した背景には、①米国政府がファーウェイを「安全保障上懸念がある企業」リスト（Entity List）に追加し、これにより、米国の製品・技術をファーウェイに提供するためには米国当局の許可が必要とされたこと、②近時、米国のフェデックスが、ファーウェイ宛に発送された託送荷物を米国に配送したことがあるものと思われる。

③輸出管理法（草案）

2017年6月に輸出管理法の第一次草案（全70条）が公表された。その後、2019年12月に第二次草案（全48条）が公表された⁸。輸出管理法（草案）については、再輸出規制、みなし輸出規制、総合国家安全観等の論点について注目されており、今後の制定動向に注意する必要がある（なお、中国では、法律の草案が公表されても、後に、当該草案から大幅に変更された新たな草案が公表されることが少なくない。また、草案が公表されたものの、制定に至らないことも少なくない）。

V 日本企業の留意点

以上、米中貿易戦争の背景・推移等及びその中国知財への影響について述べてきたが、では、日本企業としては、どのような点に留意して対応していくべきであろうか。以下、5つの留意点を挙げる。

①日本・米国・中国の安全保障貿易管理に係る法規制に抵触しないよう注意する

日本には、外為法等による安全保障貿易管理に係る規制がある。米国は、安全保障貿易管理に係る極めて複雑かつ厳格な規制を有している。中国は、安全保障貿易管理に係る既存の規制に加え、「輸出管理法」等の新たな規制を導入しようとしている。多くの日本企業にとって、日本市場はもちろんのこと、米国市場と中国市場のいずれも重要であり、いずれか一方の市場を手放すということは考えられない。日本企業としては、日本、米国及び中国の安全保障貿易管理に係る法規制に抵触することのないよう、細心の注意を払う必要がある。とくに、米国の法規制は複雑かつ厳格であるため、日本企業としては、ファーウェイ製品の使用を取り止めたり、中国企業との取引や提携を再検討したりする等、自社のビジネスの状況に応じて適切かつ迅速な対応をとる必要がある。

⁸ http://www.cistec.or.jp/service/china_law.html

②グローバル・サプライチェーン及び海外投資のあり方の見直しを行う

米中間の貿易に対して高関税が課されていることや、米国の安全保障貿易に係る複雑かつ厳格な規制の存在に鑑みれば、日本企業としては、グローバル・サプライチェーン（製品や部品の流通網）や海外投資のあり方等の見直し、取引先の管理等を継続的に検討する必要がある。具体的には、例えば、米国向けの製品は、中国以外の国（例えば、ベトナム）で製造する等の対応策をとることが考えられる。

③米中貿易戦争を契機に積極的に売り込みを図っていく

米中貿易戦争を契機として、中国が米国以外の国からの調達を増やすとしている製品・サービス、及び米国が中国以外の国からの調達を増やすとしている製品・サービスについては、日本企業にとっては大きなビジネスチャンスになり得る。また、中国企業が、日本企業の有する特許やノウハウの実施許諾を受けるため、ライセンス契約の締結を希望するというケースも増加する可能性がある。前述したように各国の安全保障貿易管理に係る法規制に抵触しないように留意しつつも、積極的に売り込みを図っていくことが考えられる。

④日本企業・日系企業の営業秘密管理及び退職に伴う技術流出の防止に注力する

米国政府の関税引き上げ等の措置は、一時的には中国企業に打撃となるであろうが、致命的なものではない。中国企業は、米国企業以外の他国企業からの調達、中国での内製化、代替技術開発を進めるはずである。そのため、例えば、中国人の海外技術者・留学生の中国への帰国、外国企業在籍技術者に対するヘッドハンティング等が増加すると思われる。日本企業・日系企業としては、社内の営業秘密管理、退職に伴う技術流出の防止に注力すべきである。

⑤今後も長期的に対応策を検討していく

中国政府が国家主導型経済を大きく変更する可能性や米国に対し大幅な譲歩を行う可能性はほとんどない。現在のところ、米中経済戦争が根本的に解決されるという流れにはなっていない。日本企業としては、米中経済戦争は長期化するものだという前提で、今後も、米中経済戦争の動向を注視しつつ、自社のとるべき対応策につき長期的に検討していく必要がある。また、各国の安全保障貿易管理に係る法規制は今後も頻繁に改正されたり運用が変わったりする可能性があるため、最新の情報を取得することも重要である。

※ 初出：『特許ニュース No.15175』（経済産業調査会、2020年、原題は「中国知財の最新動向 第19回 米中貿易戦争の中国知財への影響」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読

者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。